犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成25年1月16日　千葉地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　千葉地方検察庁　平成25年第１号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成25年１月16日

3　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成21年９月１日頃から平成22年３月12日頃までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

向井秀樹が業務全般を統括管理する株式会社ダイナーズパートナーシップジャパンの構成員（後記４⑵、⑶を参照）が、被害者に電話をかけ、「ぱちんこ台に特定の操作をして遊技を行うことにより爆発的な出玉が生じ利益を得られる」などとうそを言って（後記４⑷を参照）勧誘し、これを信じた被害者に、指定する金融機関の口座（後記４⑸を参照）に振込入金させる方法で、同操作を行うことができる会員（キャスト）となるための参加権利金等の名目で金銭をだまし取った行為。

4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

⑴　会社事務所の所在地

東京都新宿区弁天町30番地　早稲田長谷川ビル４階

⑵　主な犯人の氏名

向井　秀樹、平安山良鉄、新垣　智司、文　亮基、青木　秀輝、小川　拓也、友利　敦、知名　洋幸、中陳　敬太、下條龍太郎、島袋　賀矢、大滝　真吾

⑶　犯人らが使用した偽名（検察官が既に把握しているもの）

福山　浩二、中野　勝、前田　智、今井　明、古賀　剛、浜田　浩、岩崎　英斗、石黒　政彦、矢沢　一、米岡　孝司、中谷　宏明、長瀬　速人、三谷　誠、真鍋　弘、白金　正也、上条　正也、瀬戸　正也、伴、相川　誠、早坂　誠、岸辺　豊、石川、富岡　悟、織田　龍二、山下　真二、井上　真二、黒河　竜美、金子　実、池田　昇、清原　勝、桑田　直也、原田、高木　大志、石垣　誠、小泉　貴志、立花　広樹

⑷　主なうその内容（検察官が既に把握しているもの）

○　費用を支払えば、過去にぱちんこ攻略法販売会社に支払ったお金を取り戻す「返金対応」手続を行ってあげる。

○　ぱちんこ業界では、減少している遊技人口を呼び戻すため、「ピンポイントプロモーションプログラム」という特別なプログラムを使用して爆発的な出玉を出し、これを他の客に見せることで遊技意欲を向上させ、離れていったぱちんこの遊技者を呼び戻す取組をしている。このプログラムを使用するには、キャストという会員に選考されないといけない。選考された場合、出玉換金額の18パーセントに当たる金額を、参加権利金として先払いしてもらう。

○　プログラムを使えば、過去に攻略法で損した分を取り戻せる。これは攻略法ではなく、必ずぱちんこで勝つ特別なプログラムだ。

○　プログラムの利用期間は３か月間だが、追加入金すれば延長できる（全機種を使える、ブレイクアウェイキャストになれる）。

○　更に費用（保証金、保険金）を払えば、携帯電話の電波を使った「強制信号」のプログラムを使用できる。

○　入力ミスをすると、プログラムにロックがかかる。追加入金すれば、ロックを解除する（他のプログラムを教える）。

○　あなたが入力ミスしたから、プログラムが使えなくなった。修復費用（損害の一部）を負担してください。

⑸　犯人らが指定した振込入金先の金融機関口座（検察官が既に把握しているもの）

（口座名義はいずれも株式会社ダイナーズパートナーシップジャパン）

ア　三井住友銀行新宿支店　普通預金口座　4088337

イ　三菱東京ＵＦＪ銀行新宿新都心支店　普通預金口座　0046926

ウ　ゆうちょ銀行東京貯金事務センター　通常貯金口座　10020―30605311

5　開始決定の時における給付資金の額　金1,728万6,290円

6　支給申請期間　平成25年１月16日（水）から同年３月15日（金）までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁判所名　千葉地方裁判所

⑵　裁判年月日　平成23年５月18日

⑶　確定年月日　同年６月２日

⑷　被告人の氏名又は名称　福山こと　向井　秀樹

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、株式会社ダイナーズパートナーシップジャパンの業務全般を統括管理するものであり、同社は、ぱちんこ台に特定の操作をして遊技を行うことにより爆発的な出玉が生じ利益を得られるなどと相手方を勧誘し、当該特定の操作を行うことができるキャストと称する会員になるための参加権利金等の名目で金銭をだまし取ることを共同の目的とする被告人及び平安山良鉄らにより構成される団体であるが、被告人は、前記平安山らと共謀の上、平成21年９月３日頃から平成22年３月11日頃までの間、被害者合計15名に対し、電話で「ぱちんこ業界では減少している遊技人口を呼び戻すため、『ピンポイントプロモーションプログラム』という特別なプログラムを入力し、１日当たり５時間くらいの遊技で５万2000発から７万発という爆発的な出玉を出し、これを他の客に見せることで遊技意欲を向上させ、離れていったぱちんこの遊技者を呼び戻す取組をしています。このプログラムを使用するには、キャストという会員に選考されないといけません。」「キャストの選考に通りましたので、特別なプログラムを教えます。このプログラムを使用するためには、出玉換金額の18パーセントに当たる金額を参加権利金として先払いしてもらいます。」などとそれぞれうそを言って、前記被害者15名にその旨誤信させ、よって、平成21年９月15日頃から平成22年３月11日頃までの間、前後91回にわたり、前記会社名義の金融機関口座合計３口座に振込入金させる方法により、前記被害者15名から参加権利金等の名目で合計3,182万7,720円の交付を受け、もって団体の活動として、詐欺罪を実行するための組織により人を欺いて財物を交付させた。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒260―8620　千葉市中央区中央４丁目11番１号

千葉地方検察庁　被害回復給付金担当

電話番号　043―221―2462

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（千葉地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。